

会員会則改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2025 年 6 月 4 日にカスハラ対策を雇用主に義務付ける法律（※1）が国会で可決・成立に伴い、会員会則の一部を 2025 年 8 月 1 日（金）に改定し、同日付で実施いたします。

（※1）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律。同法は、労働施策総合推進法を改正して、カスハラ対策を事業主の「雇用管理上の措置義務」とすることを主な内容とするものです。

敬具

■改定日 : 2025 年 8 月 1 日（金）

■改定内容：メンバー第 11 条（会員資格の一時停止・除名）に（4）～（6）を追加
スクール第 9 条（休会・退会）に（4）～（6）を追加

■改定される条文：以下記載のとおり

- （4） 会員・ビジターまたはその家族・その他の関係者の行動が、会員自身・他の会員や利用者・事業所または事業者の従業員の心身・生命・財産・信用・権利等に危害を及ぼす恐れがある場合
- （5） 会員・ビジターまたはその家族・その他の関係者の行動及び要望等が、事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業者が適切なサービスの提供をできないと判断したとき
- （6） 会員・ビジターまたはその家族・その他の関係者が、他の会員や利用者あるいは事業者の従業員に対して会員資格を継続し難いほどの背信行為（他の会員や利用者・従業員に対する故意による暴言・暴力行為並びにセクハラ行為等）を行ったとき

お手数ではございますが、改訂後の会則内容をご確認いただき、同意の上ご利用いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。今後とも遠鉄スポーツクラブ・エスポをご愛顧いただきますようお願いいたします。

遠鉄スポーツクラブ・エスポ